

旭川市民有林等活性化推進事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 本要綱は、森林環境譲与税の活用に向けた基本方針（令和元年9月1日策定）に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進める事業の支援に係る補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業等）

第2条 本事業における事業区分、事業内容、基準要件、補助対象、対象経費及び補助率は別表1のとおりとし、その他特記事項は別表2のとおりとする。

（補助金交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（旭農林第1号様式）に、次の各号の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（旭農林第2号様式）
- （2）位置図（事業実施箇所がわかるもの）
- （3）事業予算一覧表（旭農林第3号様式）
- （4）その他、団体の規約（団体の構成、活動内容等がわかるもの）等市長が必要と認めるもの。
- （5）納税対応状況申出書（旭農林第4号様式）

2 申請者は、補助金交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかでない場合は、この限りではない。

（補助金交付決定）

第4条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において速やかに補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、前項の決定の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項につき、修正又は必要な条件を付することがある。

（補助金交付決定等の通知）

第5条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を当該申請者に交付決定通知書（旭農林第5号様式）により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、当該申請者に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合は、当該通知に係る決定の内容及びこれに付した条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に、補助金交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第7条 市長は、補助金の交付決定をした後に、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別の事情により補助事業の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、第15条の規定による補助金額の確定後に交付するものとする。ただし、市長が当該事業の遂行上、特に必要があると認めるときは概算払いをすることができるものとする。

（補助金の概算払申請）

第9条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払申請書（旭農林第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による概算払申請書を受理し、概算払いをすることを決定したときは、補助事業者に対し、その旨を概算払通知書（旭農林第7号様式）により通知するものとする。

（決定の内容の変更等）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく事業計画書（変更）（旭農林第2号様式）を市長に提出し、変更承認書（旭農林第8号様式）による承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の2割以内の減であり、科目に変更がない場合は、この限りではない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業を廃止しようとするときは、遅滞なく廃止承認申請書（旭農林第9号様式）を市長に提出し、廃止承認書（旭農林第10号様式）による承認を受けなければならない。

（補助事業の遂行）

第11条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（状況報告等）

第12条 市長は、補助事業の適正を期するため、必要があるときは補助事業者に対して当該補助事業に関して報告、又は市長が指名する検査員（以下「検査員」という。）にその事務所等に立ち入り、帳簿ならびに書類の検査もしくは関係者に質問させることができる。

（補助事業の遂行等の指示）

第13条 市長は、補助事業者が提出する報告書等により、補助事業が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを書面にて指示するものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該通知を

受理した日)から起算して30日以内(市の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日まで)に、実績報告書(旭農林第11号様式)に次の各号の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、補助事業者が期限内に実績報告書を提出できない特別の事情があると認めるときは、当該報告書の提出期限を延長することができる。

(1) 事業実施経費一覧表(旭農林第12号様式)

(2) 記録写真等

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、補助事業が完了したときは、検査員に命令し旭川市民有林等活性化対策推進事業竣工検査要領に基づき検査を行わせ、検査調書(旭農林第13号様式)を作成させるものとする。

3 第3条第2項のただし書に該当する補助事業者は、当該実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、消費税等仕入控除額確定報告書(様式第14号)によりその金額を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者は、この限りでない。

(1) 第3条第2項に規定する消費税等仕入控除額を減額して交付の決定を受けた者

(2) 前項に規定する報告を実施した者

(3) 消費税法におけるの納税義務者とならない者(補助金交付申請書提出後に区分を変更している場合を除く。)

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条第2項の規定による検査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、当該補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に対し補助金確定通知書(旭農林第15号様式)により通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条第2項の規定による検査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、当該補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを書面(旭農林第16号様式)にて指示するものとする。

2 第14条及び第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行う是正の措置について準用する。

(決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に流用し、その他補助事業に関して補助金交付決定の内容、又はこの要綱若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反、若しくは従わないとき又は虚偽の申請、その他不正な行為があったときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用するものとする。

- 3 第1項に規定する取消しは、その旨を書面（旭農林第17号様式）により補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金等の返還）

第18条 市長は、前条の定めにより交付決定を取り消した場合は、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還（旭農林第18号様式）を請求するものとする。

- 2 交付すべき補助金額を確定した場合は、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

（補助事業者の責務）

第19条 補助事業者は、補助事業により効用の増加した財産について、完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業施行地を森林以外の用途に転用（売り渡しや譲渡または賃借権・地上権等の設定をさせた後、事業施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為、または事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為（北海道の補助事業等による森林作業道整備事業、または林業専用道事業により整備した施設の維持管理に必要な行為は除く。）、その他補助の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ市長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林につき、交付を受けた補助金相当額を返還するものとする。

- 2 旭川市森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額を返還するものとする。

- 3 その他、市長が必要と認める事項を別に定め、それを遵守するものとする。

（事前着手届）

第20条 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の目的、内容、効果、収支、実施時期等を勘案し、事業の効率的な実施を図る上で、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に着手する場合には、申請者はあらかじめ市長の適正な指導を受けるとともに、交付決定前着手届（旭農林第19号様式）を市長に提出するものとする。ただし、申請者は、交付決定前のあらゆる損失等は自らの責任とすることをよく理解した上で行うものとする。

（帳簿及び書類の備付け）

第21条 補助事業者は、当該補助事業に関する費用の収支、その他補助に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（理由の提示）

第22条 市長は、第13条若しくは第16条の規定による指示をするとき、又は第17条第1項に規定する取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（委任規定）

第23条 この要綱に規定のない事項については、市長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表 1

事業区分	事業内容及び基準要件	補助対象者	対象経費及び補助率
森林整備の推進	1 森林整備事業 (1) 下刈り 植栽により更新した2 齢級以下（コンテナ苗を植栽した場合は1 齢級以下（植栽の健全な成長を促すために必要な場合は2 齢級以下）。複層林においては下層木が5 齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8 齢級以下（複層林においては下層木が8 齢級以下）の林分で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥とする。 (2) 除伐 下刈りが終了した5 齢級以下（天然林にあっては12 齢級以下）の林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰とする。 (3) 保育間伐 適正な密度管理を目的として7 齢級以下（天然林にあっては12 齢級以下）の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18 センチメートル未満の林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰とする。 (4) 間伐 適正な密度管理を目的として12 齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林、立木の収量比数がおおむね100 分の95 以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は森林経営計画に基づいて行うものであって旭川市森林整備計画に定められる標準伐期齢に2 を乗じた林齢以下の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積とする。 (5) 枝打ち 次のいずれかに該当するものとする。 ア 6 齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去 イ 12 齢級以下の林分において間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去 (6) 被害森林整備 気象害あるいは野ねずみ、害虫等の被害を受けた山林の改植等とする。	森林組合また森林法施行令第11 条第8号に規定する団体（森林所有者の団体）及び森林経営計画の認定を受けた者	事業に要した経費の68%以内とする（予算の範囲内）

事業区分	事業内容及び基準要件	補助対象者	対象経費及び補助率
森 林 整 備 の 推 進	2 森林整備促進奨励事業 北海道の補助事業及び本事業を実施した森林整備事業に対して、事業主体が負担する経費の一部を負担する。 (1) 森林環境保全整備事業など補助事業 (2) 本事業における森林整備事業	北海道の補助事業者および本事業の補助事業者	補助事業における負担経費の 1/3 以内とする (予算の範囲内)
	3 林業専用道等維持管理事業 森林所有者又は林業事業体等が森林整備事業や境界等現地調査等を実施するために必要な民有林内の林業専用道等の改良及び維持管理 (1) 道路改良 土工、路体強化、砂利敷き、法面強化、幅員拡幅等及び簡易構造物等（擁壁工等）排水施設の設置等（災害等により通行不能となった道路の復旧も含む） (2) 維持管理 路面路肩及び法面の草刈、排水路土砂撤去、簡単な倒木等の処理等	旭川市森林組合	事業に要した経費の 1/2 以内とする（予算の範囲内）
普及啓発活動支援	(1) 間伐材や未利用木材などの利活用の推進を目的とし、市民等を対象とする講習会等の開催 (2) 市産材や森林認証等の PR 等を行う活動	市内に活動拠点を置く団体で、過去2年以上の活動実績を有し、団体責任者、会計、監査が設置されていること	事業に要した経費の 1/2 以内とする（予算の範囲内）ただし、飲食費や交際費は対象としない

別表2

事業内容	特記事項
1 森林整備事業	(1) 事業規模は、1 施行地の面積が 0.1ha 以上とする。 なお、1 施行地とは、接続する区域を原則とし、事業主体が事業申請する際の最低単位とすることができる。 (2) 施行地は、旭川市森林経営計画に認定された森林とする。 (3) 保育間伐、間伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の 20 パーセント（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合または施業体系から 20 パーセント未満とすることが適切であると判断される場合は 10 パーセント）以上伐採する場合に補助対象とする。 (4) 除伐において、不用木の除去（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。）のみを実施する場合は、原則として不用木を全て除去する場合に補助対象とする。 (5) 旭川市森林経営計画に基づいて行う保育間伐及び間伐とは、当該計画において間伐として計画されているものに限る。 (6) 保育間伐及び間伐の伐採率については、上記(3)に定める下限のほかに上限は特に設けないが、旭川市森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法に留意して間伐を行うものとする。 (7) 除伐、保育間伐、間伐の実施にあたっては、過去 5 年以内に同一施行地において北海道の補助事業、及び本事業による除伐、保育間伐、間伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、上記(3)の規定により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され、または施業体系から伐採率を 20 パーセント未満とすることが適切であると判断され、10 パーセント以上 20 パーセント未満の伐採が行われた保育間伐、間伐の施行地については、その実施から 5 年を経過していなくても実施することができるものとする。 (8) 保育間伐及び間伐において、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合については、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性公益性の観点から必要と認められる場合において、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去 5 年以内に保育間伐、間伐または更新伐が実施された施行地であっても実施できるものとする。また、保育間伐においては、12 齢級まで実施することができる。 (9) 枝打ちについては、枝打ちの高さは地上おおむね 8 メートルを上限とする。 (10) 標準単価は、北海道が定める「造林事業標準単価」を準用するものとする。